

公立大学法人滋賀県立大学産学連携センター管理運営規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第96号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第5条第2項の規定に基づき、産学連携センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、滋賀県立大学（以下「本学」という。）と企業者との共同研究等の交流により、企業者の研究開発を支援するとともに、本学の教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 産学連携事業に関すること
- (2) 受託研究および共同研究（地域共生センターに属するものを除く。）に関すること
- (3) 奨励寄付金研究に関すること
- (4) その他センターの目的達成のために必要な業務

(組織)

第4条 センターにセンター長を置き、産学連携を所掌する理事をもって充てる。

2 センター長は、理事長の了承を得てセンターの運営に必要と認めた者をセンターに置くことができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第5条、第7条関係）

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(第 5 条、第 7 条関係)

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条の 2 関係)

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 5 条、第 7 条関係)

付 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。